

駐車場使用細則

セボンデルソール調布管理組合（以下「管理組合」という。）は、セボンデルソール調布（以下「本タウンハウス」という。）内の駐車場を管理運営するため、[セボンデルソール調布管理組合規約](#)（以下「管理規約」という。）第19条に基づき、次のとおり駐車場使用細則（以下「本細則」という。）を定める。

第1条 （使用者等の制限）

本タウンハウスに現に居住する組合員及び組合員から専有部分の貸与を受けた占有者（以下「組合員等」という。）は駐車場使用权を有する。なお、占有者による駐車場使用权は、組合員から転貸を受けることによるものとする。

- 2 機械式駐車場に駐車できる車両は、後記に定める別表の制限の範囲内で、道路交通法に定める普通自動車とし、隣接の車両の駐りに支障がなくその全体を駐車場区画内に収容することができるものでなければならない。
- 3 機械式駐車場の上段および下段は車高の高い車両を優先して使用できるものとする。
- 4 駐車場使用权は、1住戸につき1台を原則とする。

第2条 （申込及び決定）

組合員等は、駐車場の使用を希望する場合、理事長に対して所定の方法で申し込まなければならない。なお、組合員から専有部分の貸与を受けた占有者が使用を希望する場合も当該組合員が申し込むものとする。

- 2 理事長は、2年毎に通常総会後に抽選を行う等理事会の定める方法により、駐車場の使用者と駐車位置を決定する。

第3条 （届出義務）

駐車場使用者は、駐車場に駐車する車両及び駐車場を専有部分を貸与した占有者に使用させる場合には当該占有者を理事長に届け出るものとする。

- 2 駐車場使用者は、駐車場に駐車する車両に変更を生じた場合には、速やかにその旨を所定の方法で届け出るものとする。

第4条 （証明書の発行）

理事長は、駐車場使用者から「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に基づく自動車の保管場所確保の証明書発行の請求を受けた場合、当該証明書を発行しなければならない。

第5条 （使用期間）

駐車場の使用期間は、1年間とする。

- 2 使用者は、前項の使用期間満了前でも1か月前に所定の手続きにより予告して駐車場使

用を終了することができる。

- 3 第1項の使用期間満了1か月前までに、理事長又は使用者の更新しない旨の意思表示がないときは、期間満了日の翌日より1年間同一条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

第6条 （駐車時間）

駐車時間は1日24時間全日制とし、車両は随時所定の場所に駐車することができる。

第7条 （駐車場使用料）

駐車場使用料は無償とする。

第8条 （譲渡、転賃の禁止）

駐車場使用者は、駐車場使用申込時に専有部分を貸与した占有者に転賃する場合を除き、駐車場使用权を他に譲渡し、又は転賃してはならない。

第10条 （遵守事項等）

駐車場使用者は、駐車場を使用するにあたり、次の事項を遵守し、占有者に使用させる場合は遵守させなければならない。

- 一 自動車の駐車以外の目的で使用しないこと。
- 二 必ず指定された場所に駐車し、隣接の車両等に支障を及ぼさないようにすること。
- 三 機械式駐車場の操作には、ひとたび事故が生じた場合には重大事故に繋がることを認識した上で、細心の注意を払うこと。
- 四 駐車場内に、ガソリン、潤滑油、ワックス等の引火又は発火のおそれのあるもの及びその他爆発のおそれのある危険物並びにスペアタイヤ等の物品を放置しないこと。
- 五 警笛及びエンジンの空ぶかし又は深夜の車の出入りにより他人に迷惑を及ぼす騒音をできる限り発しないこと。
- 六 車両進入禁止区域を走行しないこと。
- 七 土地内は最徐行し、標識の指示に従うこと。
- 八 車両を離れるときに、サイドブレーキ及びドアの施錠を確認し、貴重品を車両内に放置しないこと。
- 九 駐車違反、無届け駐車、盗難車の放置等の識別に協力すること。
- 十 駐車場で煙草を吸わないこと。
- 十一 退場車を優先すること。
- 十二 浸水などの危険性がある場合は、自己判断により車両の移動などの適切な対応を行うこと。
- 十三 機械式駐車場については、車路途中での後退での進入及び切返し等を行い、安全に入庫すること。
- 十四 前各号に規定するもののほか、駐車場の管理運営に支障を及ぼすおそれのある行為

をしないこと。

- 2 土地内の駐車違反、無届け駐車等の車両には、理事会の定めるステッカー等を貼付し、警告をすることができる。

第11条 （駐車場使用権の停止措置）

理事長は、使用者が本細則の条項に違反したときは、駐車場使用権の停止措置をとることができる。

- 2 使用者が組合員である場合に、その組合員が、その所有する専有部分を他の組合員又は第三者に譲渡又は貸与したとき、若しくはその専有部分から退去したときは、その組合員の駐車場使用権は効力を失う。使用者が専有部分の貸与を受けた占有者である場合に、その占有者がその専有部分から退去したときも同様とする。

第12条 （駐車場の明け渡し）

使用期間の満了、解約又は前条に基づき、駐車場使用権が停止したときは、駐車場使用者及び占有者が使用する場合は占有者（以下「使用者等」という。）は無条件にて直ちに駐車車両を搬出し、駐車場を明け渡さなければならない。

- 2 使用者等は、駐車場の工事や災害発生など、理事長が合理的な理由により必要と判断した場合は、その指示に従わなければならない。

第13条 （賠償責任）

駐車場の使用にあたり、盗難、衝突及び接触等の事故並びに天災地変、火災、水災その他の事由により使用者等に損害が生じても、管理組合は、使用者等に対し損害賠償その他一切の責任を負わない。

- 2 使用者等が場内の施設、機器及び標識等を破損又は汚損したときは、使用者等は、直ちに理事長に連絡し、その指示に従わなければならない。

第14条 （細則外事項）

本細則に定めのない事項については、管理規約又は他の使用細則等によるほか、区分所有法その他の法令の定めるところによる。

- 2 管理規約、使用細則等又は法令のいずれにも定めのない事項については、総会の決議により定める。

附則

第1条 （細則の発効）

本細則は、2023年7月29日から効力を発する。

第2条 （経過措置）

旧駐車場使用細則は、本細則発効をもって廃止する。ただし、旧駐車場使用細則の規定により生じた効力を妨げない。

第3条 （細則の改廃）

本細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、本細則の変更が管理規約の変更を必要とする事項であるときは、管理規約の変更を経なければ、することができない。

別表

	区画種類	全長 (以下)	全幅 (以下)	全高 (以下)	重量 (以下)
機械式駐車場	上段	5,000mm	1,850mm	2,100mm	2,300kg
	中段	5,000mm	1,850mm	1,550mm	2,300kg
	下段	5,000mm	1,850mm	1,750mm	2,300kg